

日本労働年鑑 第59集 1989年版
The Labour Year Book of Japan 1989

第五部 労働・社会政策

I 労働政策

7 労働時間短縮に関する政策

2 労働時間短縮の諸施策

八八年における労働時間短縮に関する具体的施策で、主要なものは以下のとおりである。

(1) 土曜閉庁法の成立と銀行等の全土曜休業

行政機関の休日に関する法律が、八八年一二月九日成立し、毎月第二土曜日、第四土曜日に行行政機関は原則として執務しないこととなった。この措置は、直接には、国家公務員の閉庁方式による四週六休に関する人事院勧告をうけたもので、給与法も同時に改正された。土曜閉庁は八九年一月より実施された。

銀行・郵便局の完全週休二日制は、八九年二月より実施することを、八八年八月二三日、全国銀行協会と郵政省が決定し、実施された。

(2) 自動車運転者の労働時間

労働基準法改正の際に取り扱いが持ち越されてきた標記の行政措置については、中央労働基準審議会の小委員会で結論に達した(八八年一〇月七日)。隔日勤務以外の一日の拘束時間一時間短縮などの小さな改革で現行どおりとすることとなった。

(3) 情報サービス業、印刷業での時短研究

労働省の働きかけでおこなわれていた研究がまとめ、八八年一〇月一日付け新聞発表があった。

(4) 行政における対策

労働省は、年度初めに「当面の労働時間対策推進要領」を定めて出先に通知すると同時に、事業主や関係者の理解を求めた(『労働基準』八八年六月号)。この文書は、八八年四月からの改正労働基準法の実施、指導や広報および「労働時間短縮推進計画」に対応する行政上の措置を示している。

(5) 船員法の一部改正

労働基準法改正により、労働時間短縮が実現されたことにともない、船員法の一部改正がなされた。船員には勤務の特質上、特別の規定があるが、基本的に一般労働者に見あった制度にする政府案であった。とくに、すべての海員について一日当たりの労働時間を八時間以内にするるとともに、一年以下の範囲で定める「基準労働期間」につき一週当たりの労働時間を四〇時間以内とすることとし、当分の間は、四八時間以内を政令で定めることとしていた。衆議院の段階で修正がなされ、政令は、週平均四〇時間労働制に可及的すみやかに移行するためのものである旨の付加がおこなわれた。また、法律について施行後三年で検討すべき附則が加えられた。改正法は、右のほか、一週間当たり平均一日以上の休日、補償休日、内航船員の有給休暇日数の引き上げなどについて規定している。

日本労働年鑑 第59集

発行 1989年6月26日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2000年2月22日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑第59集【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
